

『沖縄県庁よりの諸令達』とそこに編綴された 明治期沖縄県令達について

青嶋 敏

社会科教育講座

‘Okinawa Kenchou yorino Sho-reitatsu’ and Administrative Orders and Reports of Okinawa Prefecture

Satoshi AOSHIMA

Department of Social Studies, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

一 はじめに

筆者は、戦前期沖縄県の令達・令規（以下「令達」という。）に関する文献資料が断片的にしか残存していないという研究資料の客観的状況を踏まえ、2005年度から、戦前期沖縄県の令達集・令規集（以下「令達集」という。）の研究に着手し、そこに収録された戦前期沖縄県の令達を整理し目録を作成するとともに、その史料価値について検討を加えてきた。これまでに整理検討を終えた令達集は、沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂〔初版〕』（明治39年発行）（以下「明治39年版『令達類纂』」という。）や同編『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』（明治44年発行）（以下「明治44年版『令達類纂』」という。）等合計10件である⁽¹⁾。その後、こうした研究の延長上で、戦前期沖縄県の令達に関する残存資料の研究にも着手し、これまでに、『琉球新報』紙上の「本県公文」欄に掲載された沖縄県令達、国立公文書館所蔵「沖縄県甲乙丙丁号達」⁽²⁾に編綴された沖縄県令達、および那覇市歴史博物館所蔵「自明治十五年至全二十一年庁中諸回議並庁則二関スル部」（横内家文書）に編綴された沖縄県令達に関する小論を公表してきた⁽³⁾。

ところで、戦前期沖縄県の令達に関する残存資料として、明治期に沖縄県が令達の公布または発令のために作成した令達書を、これらの通送を受けた役所や番所が綴ったものが残存している場合がある。管見によれば、このような残存令達資料として、①『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』（沖縄県公文書館所蔵複製資料、原本所蔵者不明）、②『明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所』（竹富町字波照間公民館所蔵）、③『明治二十五年 沖縄県告示報告綴 竹富村番所』（竹富町喜宝院所蔵）、④『明治廿六年 本県各課報告綴諸達正誤 八重山島役所』（喜舎場永珣資

料）、⑤『沖縄県庁よりの諸令達』（竹富町字波照間公民館所蔵）、の存在が確認されている⁽⁴⁾。

本稿では、これらの残存令達資料のうち、⑤の『沖縄県庁よりの諸令達』（以下「本資料」という。）とそこに編綴されている明治期の沖縄県令達について検討することにしたい。

二 本資料について

本資料は、沖縄県庁から波照間村番所へ通送された、明治13年2月から明治18年9月までの102件の沖縄県令達を綴った編綴文書である（その他に、沖縄県宛の千葉県からの通知1件⁽⁵⁾が綴られている。）。

本資料について、琉球政府立沖縄史料編集所編『沖縄関係文献目録』（同編集所発行、1972年）45頁は、「編著者名」を「波照間番所」、「書名（資料名）」を「沖縄県庁よりの諸令達」、「発行所（原本の所蔵先）」を「（波照間公民館）」、「備考」に「写真複製」と表示して掲載している（「発行年」欄は未記載。）。さらに、沖縄図書館協会編『沖縄県郷土資料総合目録』（新星図書、1973年）219頁は、「タイトル番号」を「3132」、「書名」を「沖縄県庁よりの諸令達」、「出版者」を「波照間番所」、「頁数大きさ」を「1冊19×26cm」、「注記」には「写真複製本（波照間公民館蔵）」、「所蔵館名」を「沖史」と表示して掲載している。ちなみに「沖史」とは沖縄史料編集所のことである（同書「凡例」第8項）。

この両目録の記載によれば、本資料の原本は竹富町波照間公民館が所蔵していたとされているが、筆者は原本については未見であり、本稿の執筆に当たっては、沖縄史料編集所の後身である沖縄県教育庁文化財課史料編集班（以下「史料編集班」という。）が所蔵する複製本を底本とした。この複製本の押印によれば、同資料のID番号は010896、受入年月日は1970年2月10

日、受入番号は3260番である。ちなみに、本資料の存在は既に広く知られており、本資料に編綴された令達の一部は翻刻されている⁶⁾。

本資料に編綴された102件の沖縄県令達の類型別内訳を件数の多い順に列挙すると、達乙59件、各課報告21件（内訳：衛生課報告12件、勸業課報告6件、庶務課報告3件）、番外12件（内訳：番外論達5件、番外告諭3件、番外達2件、番外布達1件、番外論告1件）、正誤6件、達丙2件、勸業課論告1件、不明1件である⁷⁾。また収録されている令達の制定または発令の時期については、最も古いものが明治13年2月13日の達乙第39号（後掲【表2】の符号・整理番号で表示すると県庁15に該当。以下同じ。）であり、最も新しいものが明治18年9月28日の沖縄県衛生課報告第19号（県庁97）である。

また、この102件の令達が制定・発令された時期を沖縄県令の在任時期⁸⁾別に整理すると、初代県令鍋島直彬の在任時期（明治12年4月4日～明治14年5月18日）のもの56件（内訳：達乙51件、番外達2件、番外布達、番外告諭および番外論達各1件。ただし県庁65は鍋島県令代理の沖縄県大書記官原忠順の名で明治14年5月23日に制定されている。）、第二代県令上杉茂憲の在任時期（明治14年5月18日～明治16年4月22日）のもの20件（内訳：達乙7件、正誤6件、番外告諭、番外論達および衛生課報告各2件、番外論告1件）、第三代県令岩村通俊の在任時期（明治16年4月22日～明治16年12月21日）のもの2件（内訳：番外論達1件、勸業課報告1件）、第四代県令西村捨三の在任時期（明治16年12月21日～明治19年4月27日）のもの23件（内訳：衛生課報告9件、勸業課報告6件、庶務課報告3件、達丙2件、達乙、番外論達および衛生課論告各1件）、不明1件である（後掲【表1】参照）。

編綴されている102件の令達のうち、県庁89だけは手書き文書であるが、その余の101件は印刷文書である。県庁14と県庁15との間に「乙号達ノ部」と手書きされた仕切り紙1枚が綴られているが、これ以外には仕切り紙はない。おそらく本資料は、もともとは通送を受けた波照間村番所が甲号達、乙号達、丙号達、番外達等の令達類型ごとに編綴していたものの一部が残存したものと推測される。そのため本資料中の102件の令達の編綴順序の規則性は明確ではなく、年月日の点でも令達類型の点でも混在している。

最後に本資料の名称について触れておこう。前述のように筆者は現時点において本資料の原本を未見であるが、本資料の原本には表題が付けられていなかったと推測される。史料編集班所蔵の複製本では黒色ハードカバーの製本の背表紙に手書きで「沖縄県庁よりの諸令達」と書かれた紙片が貼付されている。しかしこの表題は、史料編集班の前身である沖縄史料編集所が本資料を収集した段階で便宜的に付した仮の表題であると推測される。

三 本資料編綴の令達の資料的価値について

次に、本資料に編綴された102件の令達が、戦前期沖縄県の令達集や令達に関する他の残存資料にどの程度重複して掲載または編綴されているかという観点から、本資料に編綴された令達の資料的価値を検討してみよう（後掲【表2】の「備考」欄参照）。その検討結果をカテゴリー別に提示すると以下の通りである。

カテゴリー①明治39年版『令達類纂』に掲載されているもの6件（県庁2、18、20、27、31、89）。このうち県庁2、18、27の3件については、明治44年版『令達類纂』および国立国会図書館所蔵『加除自在現行沖縄県令規全集』にも掲載されている。さらに、県庁2については、国立国会図書館所蔵『沖縄県警察法規類典 全』にも掲載されている。

カテゴリー②『沖縄県日誌』翻刻版⁹⁾に全文が掲載されているもの24件（県庁1、3、5、10、24、41、42、45、47、49、50、53、56～65、68、69）。

カテゴリー③『沖縄県日誌』翻刻版に令達の本文テキストが掲載されているが別添文書が省略されているもの7件（県庁44、46、52、66、67、70、71）。

カテゴリー④『沖縄県日誌』翻刻版に令達の要旨が掲載されているもの5件（県庁9、11、12、76、77）。

カテゴリー⑤『沖縄県日誌』翻刻版には未掲載で沖縄県公文書館所蔵『沖縄県日誌』原文に編綴されているもの3件（県庁54、55、75。但県庁75は要旨）。

カテゴリー⑥国立公文書館所蔵『沖縄県甲乙丙丁号達』に編綴されているもの2件（県庁8、35）。

カテゴリー⑦『明治十六年 本県諸達書及令達等級』（沖縄県公文書館所蔵複製資料）に編綴されているもの2件（県庁13、80）。

カテゴリー⑧内務大臣官房文書課編『改姓名ニ関スル例規集（附）士族称関係例規』（同課発行、1937年）に掲載されているもの1件（県庁88）。

カテゴリー⑨管見の限りで令達集や残存令達資料に掲載または編綴されていないもの52件（県庁4、6、7、14～17、19、21～23、25、26、28～30、32～34、36～40、43、48、51、72～74、78、79、81～87、90～102）。

以上によれば、本資料に編綴された102件の令達のうち、カテゴリー①、②、⑥、⑦、⑧に属する35件およびカテゴリー⑤中の2件（県庁54、55）の合計37件については本資料以外にも全文を確認することができる。他方、カテゴリー⑨に属する52件については、現時点では本資料以外では参照しえないと思われる。また『沖縄県日誌』では令達の要旨しか確認できないカテゴリー④の5件およびカテゴリー⑤中の1件（県庁75）の合計6件、『沖縄県日誌』では添付文書が省略されているカテゴリー③の7件については、本資料によって令達のフルテキストを参照することができるであろう。

なお、以上の他に、明治39年版『令達類纂』下巻巻末「附録」として掲載されている廃止・取消令達リストに令達の件名、類型、番号、制定年月日が記載されているものが5件（県庁8、47、61、69、88）ある。

四 本資料編綴の令達の内容について

本資料の前述のような成立経緯ゆえに、本資料には様々な分野の令達が編綴されている。紙幅に制約があるため、ここでは、前述のカテゴリー⑨に属する52件の令達について、その内容に基づき10分野に区分して簡潔に紹介することに止めよう。

①衛生19件：墓地の無許可新設拡張禁止（県庁29）、産婆鍼灸黥工営業人の取調届出（県庁30）、出産死亡流産数および死者の年齢病名の月例調査報告（県庁40）、沖縄県医院および医院分局の薬価決定（県庁78）、コレラ流行状況等の調査届出（県庁15）、コレラの発生活療状況・予防等（県庁51、79、92、93、94、95、96）、天然痘の発生流行状況・種痘奨励等（県庁83、84、85、90、91）、麻疹流行と注意喚起（県庁98）、恩納間切の冷鉱泉試掘結果報告（県庁97）。

②勸業12件：反布鑑定所の規則および同鑑定所の検査申請の指示（県庁4、7）、新糖の上納前売買の禁止（県庁6）、作物の播種栽培生長収穫時期等に関する月例報告（県庁21）、久米村内市場開設箇所の追加（県庁23）、内国勸業博覧会・奈良大仏殿内博覧会・京都府下博覧会・農産品評会への出品奨励（県庁28、82、87、99）、九州沖縄八県連合共進会の会場決定（県庁100）、東洋絵画共進会の開催期間変更（県庁101）。

③租税4件：公立学校用地の免税措置（県庁25）、明治13年の貢麦石代金や地租額の定め（県庁39、43）、明治18年布達甲第52号に基づく租税領収順序取扱手続の細則（県庁102）。

④庶務3件：那覇郵便局の貯金事務開始と貯蓄奨励（県庁14）、沖縄県仮定職制の一部改正（県庁16）、役所番所蔵元の事務取扱状況に関する「事務輯録」の月例報告（県庁22）。

⑤警察3件：養魚の釣取り・畑作物の踏荒し等の禁止（県庁17）、牛馬骨販売の禁止（県庁26）、犯罪人の資力調査における村吏立会（県庁38）。

⑥船舶3件：沈没船の取調べ届出（県庁33）、漂着外国船の援助と届出（県庁36）、船舶津口手形証の雛形（県庁48）。

⑦通貨2件：紙幣および新銅貨の流通促進の説諭（県庁19）、旧銅貨による返済を約する金銭消費貸借契約を無効とする旨の諭達（県庁32）。

⑧監獄1件：不良子弟の懲治檻への入出檻出願手続（県庁34）。

⑨学事1件：沖縄県学務課編『沖縄対話』下巻の誤記訂正（県庁86）。

⑩戸籍1件：明治13年達乙第60号戸籍取扱手続中の職分総計表書式の一部追加（県庁37）。

以上の他、県庁8の令達番号の正誤（県庁72）、明治15年布達甲第14号の正誤（県庁73）、明治15年布達甲第54号の正誤（県庁74）の3件がある。

五 後掲の【表2】について

後掲の【表2】（以下「本表」という。）は、本資料編綴の沖縄県令達をその編綴順に一覧表示したものである。最後に、本表について簡単に解説をしておこう。

本表には、「符号」、「整理番号」、「制定または発令年月日」、「令達類型」、「令達番号」、「令達の名称または件名」、「令達の制定・発令者」、「令達の宛所」、および「備考」の各欄を設けた。

まず、本表中「符号」（県庁）および「整理番号」（1～102）は、作表の便宜や後日の引用の便宜のために、筆者が付したものである。

次に、本表中「制定または発令年月日」欄には、本資料に編綴された沖縄県令達に記載されている年月日を表示した。ただし、県庁4については年月日の記載がなく不明である。さらに、県庁13についても年月日の記載がなく、県庁31については年月日の記載部分が欠落しているが、この2件については「備考」欄に示した重複掲載資料によって年月日を確認し、本表に補充記載した。県庁34と県庁35および36とでは、年月日の前後と令達番号の前後が逆転しているが、そのまま記載した。なお、明治13年ないし明治18年当時の沖縄県令達の公布方法に関しては、これを定めた沖縄県令達を未確認であるため詳細は明らかではないが、明治19年県令甲第24号公布式⁽¹⁰⁾と同様に、役所役場番所蔵元の掲示場への掲出という方法によっていたのではないかと推測される。従って、本資料に編綴された沖縄県令達に記載されている年月日は、第一義的には制定または発令年月日であり、公布年月日とは必ずしも一致しないと考えられる。

本表中「令達の名称または件名」欄には、当該令達の制定文または本文の中にその名称または件名が記載されている令達については、これをそのまま採用して表示した（県庁4、34、56、78、89、102）。しかし本資料編綴の令達の大半には上記のような名称または件名が付されていないため、当該令達の制定文や本文の内容に基づき、筆者が〈 〉内に適宜名称または件名を表示した。ただし、明治39年版『令達類纂』に掲載されている令達についてはその名称または件名を採用して《 》に表示した（県庁2、18、20、27、31）。また、県庁88については、明治39年版『令達類纂』下巻巻末「附録」（廃止・取消令達リスト）に記載された件名を採用した。

本表中「令達の制定・発令者」欄および「令達の宛

所」欄には、当該令達の記載内容に基づき、令達の制定・発令者と令達の宛所についての情報を表示した（ただし、空欄は当該令達に情報の記載がないものである）。

最後に、本表中「備考」欄には、必要に応じて「注記」「別添」「関連」「重複」「欄外」の区分を設けた。「注記」には、当該令達の条文数、令達中の文字の抹消修正状況、令達本文の一部欠落や添付資料の欠落の状況、一部改正令達と被改正令達との関係等について表示した。「別添」には当該令達に添付されている別冊、別表、雛形、書式、照会文、国の法令その他の資料に関する情報を表示した。「関連」には、当該令達中で言及されている沖縄県令達および国の法令、並びに当該令達によって廃止された令達に関する情報を表示した。「重複」には、当該令達が戦前期沖縄県の令達集や他の残存令達資料等にも掲載または編綴されているものについて、その情報を表示した。「欄外」には、当該令達書の左上欄外に当該令達の所管課を示す漢字一文字が印刷されているものについて、その漢字を表示した。

六 おわりに

本稿では紙幅の都合ですべての令達の内容にまでは言及できなかったが、本資料には、明治前期の沖縄法制史の研究上重要な令達が含まれている。例えば、県庁56は、沖縄県における近代戸籍編製の経緯を解明するための不可欠の令達であると思われる。また、近時の東アジアの国際情勢の動向との関わりでは県庁12も興味深い。本資料に編綴されている個々の令達の法制史上の位置づけについては後日の検討を期することにした。

注

- (1) 本文掲載の2件の他に、『沖縄県町村諸規程』（横内家文書）、『沖縄県警察法規類典 全』、『沖縄県会計法規』、『沖縄県町村自治之葉 全』、『糖業関係例規』、『沖縄県青年学校法令集 全』、『学事規定全書』、『沖縄県物産検査関係例規』の8件である。
- (2) 国立公文書館所蔵『自明治十五年至同十六年 公文別録 官吏雑件二 太政官乙』編綴の「沖縄県甲乙丙丁号達」（沖縄県沖繩史料編集所編『沖繩県史料 近代3尾崎三良岩村通俊沖繩関係史料』〔沖縄県教育委員会、1980年〕345-360頁に翻刻）。
- (3) 青嶋敏「『琉球新報』紙上の「本県公文」欄とそこに掲載された沖縄県令達について」（『愛知教育大学研究報告（人文社会科学編）』63輯、2014年）145-153頁、同「『沖繩県甲乙丙丁号達』（国立公文書館所蔵）とそこに収録された明治前期沖繩県令達について」（『愛知教育大学研究報告（人文社会科学編）』65輯、2016年）165-173頁、同「那覇市歴史博物館所蔵『自明治十五年至全二十一年庁中諸回議並庁則二関スル部』（横内家文書）とそこに編綴された明治期沖繩

県令達について」（『愛知教育大学研究報告（人文社会科学編）』66輯、2017年）125-133頁。

- (4) ①ないし④については、玉木園子「戦前の沖縄県公報の残存状況について」（『史料編集室紀要』28号、2003年）52頁において簡単な紹介がある。また筆者も、①ないし⑤について、「戦前期沖繩県の令達集・令規集について——その書誌情報の素描——」（田里修・森謙二編『沖繩近代法の形成と展開』榕樹書林、2013年）111-112頁で簡単に紹介したことがある。なお、本文に列挙した残存令達資料の他に、当時の沖繩県庁職員が令達書を私的に持ち帰り裏紙を利用していたものとして、『明治二十六年公布 沖繩県訓令』（沖繩県立博物館美術館所蔵、斉藤用之助紙背文書）がある。
- (5) 明治13年2月20日租第45号通知（下総国海上郡飯沼村字和田川船入場碇泊船口銭取立ノ件）。
- (6) 沖縄県農林水産行政史編集委員会編『沖縄県農林水産行政史第10巻（農業資料編I）』（農林統計協会、1981年）221頁～226頁には、農業に関する令達12件（県庁2、6、8、10、17、21、24、26、29、39、64、81）が翻刻されており、また同委員会編『沖縄県農林水産行政史第15巻（林業資料編I）』（同協会、1983年）388頁には、林業に関する令達1件（県庁69）が翻刻されている。底本はいずれも沖繩史料編集所の複製本である。
- (7) 明治10年代の沖繩県令達の類型については、青嶋敏「戦前期沖繩県の令達・令規の類型と変遷について」（『愛知教育大学研究報告（人文社会科学編）』62輯、2013年）119-120頁参照。
- (8) 沖縄県令の在任時期については、沖縄県編『沖縄県史別巻沖繩近代史辞典』（沖縄県、1977年）所収「附録2 沖繩県歴代知事一覧」（源河ミツ子作成）1-2頁による。
- (9) 琉球政府編『沖繩県史第11巻 資料編1上杉県令関係日誌』（琉球政府、1965年）93-716頁に翻刻がある。
- (10) 明治19年県令甲第24号公布式は現時点では確認されていないが、明治19年10月25日付の『官報』第997号246頁の「官庁事項」欄に掲載された記事「県令公布式及施行期限」によって、この「公布式」が、「沖繩県令ハ役所役場番所蔵元ノ揭示場ニ掲出スルヲ以テ公布式トス〔以下略〕」という内容であったことがわかる。これによれば、明治19年公布式の下では、沖繩県令は「役所役場番所蔵元ノ揭示場ニ掲出スル」方法が採られていたことがわかる。なお、明治14年2月10日達丙第16号「沖繩県各課職制並事務章程」（国会図書館憲政資料室所蔵『鍋島直彬沖繩関係文書』所収）中の記録課職務係の「事務章程」には、「第十九条 各所揭示場ニ係ル事務ノ事」が所掌事務として規定されている。

(2017年9月25日受理)

【表1】県令在任期間別類型別令達件数

県令名	達乙	達丙	番外論達	番外告諭	番外布達	番外達	衛生課諭告	衛生課報告	勸業課報告	庶務課報告	正誤	記載なし	合計
鍋島直彬	51		1	1	1	2							56
上杉茂憲	7		2	2	1			2			6		20
岩村通俊			1					1					2
西村捨三	1	2	1				1	9	6	3			23
不明												1	1

【表2】『沖縄県庁よりの諸令達』（史料編集班所蔵複製本）編綴沖縄県令達一覧

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定・発令者	令達の宛所	備考
県庁	1	明治13/05/23	達乙	95号	<熊本鎮台ヨリ地理研究人情探知等ノ為メ同台幕僚参謀将校派出ノ件>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	注記：冒頭の「乙第九拾五号」を抹消し「番外第拾五号」と手書きの書き込み。重複：『日誌』119頁（但5月22日の条に記載、「乙第九十五号」と表示）。
県庁	2	明治13/06/09	番外論達	22号	<食用蘇鉄製法ノ件>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	記載なし	別添：「食用蘇鉄製法」。重複：A652、B645、D233、『全集』第14類41頁、『日誌』137頁（但別紙製法書は省略）。
県庁	3	明治13/06/17	番外達	25号	<辞令（鍋島直彬・原忠順）>	沖縄県令鍋島直彬	各課署掛各役所蔵元番所院	重複：『日誌』146頁（但6月16日の条に記載）。
県庁	4	記載なし	記載なし	記載なし	鑑定所規則	記載なし	記載なし	注記：反布鑑定所の規則で全4条で構成。明治13年12月番外達70号（県庁7）および同年9月番外論達55号（県庁7の備考中の「関連」参照。）の存在からみて、県庁4の制定また発令は明治13年9月～12月と推定される。
県庁	5	明治13/08/17	番外告諭	52号	<現今首里近傍ニ於テ虎列刺病発生ニ付キ飲食物ノ節制等注意>	沖縄県令鍋島直彬	記載なし	注記：「左掲ノ条目」は欠落。重複：『日誌』205頁（但8月16日の条に記載、「左掲ノ条目」の記載あり）。『日誌原文』は8月17日の条に記載。
県庁	6	明治13/12/23	番外布達	69号	<新糖ノ義上納後ニ非サレハ売買禁止>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県大書記官原忠順	記載なし	関連：明治13年1月達乙9号。
県庁	7	明治13/12/27	番外達	70号	<県下産出ノ反布ハ必ス毎反反布鑑定所ノ検査ヲ請フヘキ件>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県大書記官原忠順	記載なし	注記：「別紙ノ手続」は欠落。関連：明治13年9月7日番外論達55号反布鑑定所ヲ設ケ検印シ製品ノ改良ニ進ムヘキ件（『日誌』229頁）。
県庁	8	明治15/03/23	番外告諭	4号	<人身売買ノ義ニ付告諭>	県令代理沖縄県少書記官池田成章	記載なし	注記：県庁72により令達番号を4号に訂正。別添：明治5年10月2日295号布告人身売買禁止等ノ件、明治5年10月9日司法省22号娼妓芸妓ニ係ル貸借其他人身売買ニ類スル所業ノ処分。重複：岩村3、『日誌』543頁（但別添布告等は省略）、A被10。欄外：庶。
県庁	9	明治15/07/17	番外告諭	7号	<虎列刺病予防注意並ニ吐瀉ノ際役所等へ申出ノ告諭>	沖縄県令上杉茂憲代理 沖縄県少書記官池田成章	記載なし	重複：『日誌』610頁（要旨）。欄外：衛。
県庁	10	明治15/08/08	番外論告	8号	<米塩等用ノ製袋荷造改良ノ論告>	沖縄県令上杉茂憲	記載なし	重複：『日誌』614頁。欄外：勸。
県庁	11	明治15/11/08	番外論達	10号	<管下医師へ医術勉学スヘキ旨論達>	沖縄県令上杉茂憲	記載なし	別添：明治12年2月24日内務省布達甲3号医師試験規則。重複：『日誌』639頁（要旨）。欄外：衛。
県庁	12	明治16/04/30	番外論達	3号	<日本松松島一名竹島ノ儀妄ニ渡航上陸不相成事>	沖縄県令上杉茂憲	記載なし	重複：『日誌』690頁（要旨）。欄外：庶。
県庁	13	記載なし [明治16/12/19]	番外論達	8号	<度量衡自製販売ハ律ニ照シ処断可致ニ付違犯ノ所為無之様致スヘキ件>	沖縄県令岩村通俊代理 沖縄県大書記官森長義	記載なし	関連：明治15年5月19日達乙18号、同日番外論達5号。重複：『明治十六年本県諸達書及令達等級』に編綴されている（年月日は明治16年12月19日）。欄外：庶。
県庁	14	明治17/06/04	番外論達	1号	<那覇郵便局ニ於テ駅通局貯金事務取扱ニ付各自応分ノ貯蓄候様心掛ルヘキ件>	沖縄県令西村捨三代理 沖縄県大書記官森長義	記載なし	別添：「貯金規則の要領並利息表」。関連：告示48号。欄外：庶。
県庁	15	明治13/02/13	達乙	39号	<虎列刺病流行ノ紀事並患者統計表至急取調差出方>	沖縄県令鍋島直彬	各役所蔵元番所	別添：「虎列刺病紀事要領」（但別紙表式欠落）。
県庁	16	明治13/02/16	達乙	40号	<本県仮定職制中課係廃置>	沖縄県令鍋島直彬	各課署掛各役所蔵元番所	
県庁	17	明治13/02/18	達乙	44号	<士民遊歩遊蕩等ノ節制人養池ノ魚類釣取等ノ心得違ノ者無之様懇諭ノ件>	沖縄県令鍋島直彬	各役所蔵元番所	
県庁	18	明治13/02/18	達乙	46号	<両替商取締ニ関スル件>	沖縄県令鍋島直彬	各役所蔵元番所	関連：明治13年2月18日布達甲8号両替商取締ニ関スル件。重複：A539、B564、『全集』第11類138ノ46ノ1頁。
県庁	19	明治13/02/18	達乙	47号	<紙幣並ニ新銅貨融通ノ件>	沖縄県令鍋島直彬	各役所蔵元番所	
県庁	20	明治13/03/01	達乙	53号	<死亡者埋葬後洗骨禁止期間>	沖縄県令鍋島直彬	各役所蔵元番所	別添：「医院より洗骨に付説明書」。重複：A556。

『沖縄県庁よりの諸令達』とそこに編綴された明治期沖縄県令達について

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定・発令者	令達の宛所	備考
県庁	21	明治13/03/06	達乙	59号	<五穀雑穀蔬菜ノ播種栽培生長及ビ収穫ノ期等取調農事報告書差出ヘキ件>	沖縄県令鍋島直彬	各役所蔵元番所	
県庁	22	明治13/03/10	達乙	63号	<事務輯録進達ノ件>	沖縄県令鍋島直彬	各役所蔵元番所	別添：「別記凡例」（全16条）。
県庁	23	明治13/03/16	達乙	65号	<那覇各村久米村泊村市場ノ箇所追加>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	首里那覇各村久米村泊村島尻中頭各間切	関連：明治13年2月26日達乙50号市場心得並ニ市場ノ箇所仮定（A351）。
県庁	24	明治14/11/30	達乙	65号	<明治十四年貢納下大豆白大豆白扁豆大豆小豆石代相場定ノ件>	沖縄県令上杉茂憲	各役所蔵元番所 役場	重複：『日誌』442頁。欄外：租。
県庁	25	明治13/03/19	達乙	67号	<公立学校土地免税ニ付地名坪数税額及ビ地価等詳細取調差出方>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	別添：「何役所蔵元番所轄公立学校土地取調帳」の「書式」。
県庁	26	明治13/03/19	達乙	70号	<牛馬骨販売禁止ノ件>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	
県庁	27	明治13/03/22	達乙	71号	《土族名鑑簿編製及改印届出方》	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	重複：A766、B815、『全集』第9類15頁。
県庁	28	明治13/03/23	達乙	73号	<明治十四年第二回内国勸業博覧会出品勸奨並ニ所轄内所生ノ物品取調差出方>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	
県庁	29	明治13/03/23	達乙	74号	<許可ヲ得スシテ墓地新設或ハ区域取広ケ禁止ニ付差支候村々ハー村或ハ連村共用ノ場所ヲ見定メ出願方>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	
県庁	30	明治13/03/24	達乙	76号	<産婆鍼灸黥工取調申出方>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	注記：冒頭の「乙第七拾六号」の「六」および「産姿」の「姿」を抹消し手書きで「五」および「婆」と修正。
県庁	31	欠落 [明治13/03/25]	欠落 [達乙]	欠落 [77号]	《窮民一時救助取調心得》	欠落	欠落 [各役所蔵元番所]	注記：全3条。第1条は末尾のみで前半は欠落。別添：「風火災ニ罹リ救助願出ニ付実際検査書」の書式。重複：A666（明治13年3月25日達乙77号窮民一時救助取調心得、宛所は「各役所蔵元番所」）。
県庁	32	明治13/03/31	達乙	79号	<貸借上旧銅貨ヲ以テ還償可致トノ締約無効ノ件>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	注記：但書冒頭の「質幣」の「質」を抹消し手書きで「貨」と修正。関連：県庁19。
県庁	33	明治13/04/14	達乙	80号	<沈没船有之節詳細取調届出方>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	関連：明治13年2月27日海軍省達乙4号海底ニ沈没船有之節其地位状況等水路局ニ通知。
県庁	34	明治13/04/16 [ママ]	達乙	81号	懲治檻入並ニ出檻願手続	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	注記：手続書は全6条。
県庁	35	明治13/04/15 [ママ]	達乙	82号	<難破船ノ儀ハ地頭代主取ニテ取扱>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	別添：明治8年4月24日布告66号内国船難破及ビ漂流物取扱規則。重複：岩村37。
県庁	36	明治13/04/15 [ママ]	達乙	83号	<各国ノ船艦困難ニ際シ漂着候節臨時懇切ノ扶助致シ置其旨届出方>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	
県庁	37	明治13/04/22	達乙	85号	<明治十三年乙第六拾号戸籍取扱手続第二号職分総計表書式中神官ノ部一項追加>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	関連：明治13年達乙60号戸籍取扱手続。
県庁	38	明治13/04/22	達乙	86号	<犯罪人資力取調ノ際立会事務取扱ノ件>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	
県庁	39	明治13/04/27	達乙	89号	<明治十三年貢麦石代金定ノ件>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	
県庁	40	明治13/04/29	達乙	90号	<出産死亡流産及死者ノ年齢病名等調査届出方>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	別添：別紙雛形「沖縄県何間切何月中出産死亡流産統計表」、「此内訳死亡者」。
県庁	41	明治13/05/07	達乙	92号	<公文通送仮規則第二条第五条改定>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各番所	関連：公文通送仮規則。明治13年7月7日達乙117号はその改定規則（『日誌』172頁、但令達番号は『日誌原文』の誤記に基づき「乙第十七号」と表記）。重複：『日誌』102頁（但5月6日の条に記載）。
県庁	42	明治13/05/07	達乙	93号	<蔵元番所營繕費之義向後ハ必ス民費ヲ以テ取計ヘキ件>	沖縄県令鍋島直彬代理 沖縄県少書記官原忠順	各蔵元番所	重複：『日誌』103頁（宛所の記載なし）。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定・発令者	令達の宛所	備考
県庁	43	明治13/05/12	達乙	94号	<明治十三年地租額定並ニ徴収上納取計ノ件>	沖繩県令鍋島直彬代理 沖繩県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	別添：別表「地租納期表」（但中頭島尻間切並属島分と国頭間切並属島分）（別冊「明治十三年地租額」は添付されていない）。
県庁	44	明治13/05/13	達乙	96号	<各港繫留ノ船舶取調表雛形中改定>	沖繩県令鍋島直彬代理 沖繩県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	注記：明治13年1月達乙1号の改正。別添：「各港繫留ノ船舶取調表雛形」（但2丁目以降は欠落）。重複：『日誌』109頁（但5月12日の条に記載、「改定表」は省略）。
県庁	45	明治13/05/13	達乙	97号	<船舶唱呼ノ義暫ク旧慣ニ依リ反帆ヲ数ヘ申スヘキ件>	沖繩県令鍋島直彬代理 沖繩県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	重複：『日誌』109頁。
県庁	46	明治13/05/17	達乙	98号	<新造船検印ノ儀甲第三拾七号ヲ以テ布達ニ及ヒ候ニ付取調方心得>	沖繩県令鍋島直彬代理 沖繩県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	注記：取調心得は全7条。別添：「検印証雛形」。関連：明治13年布達甲37号新造船検印ノ件。重複：『日誌』113頁（但「検印証雛形」は省略）。
県庁	47	明治13/05/18	達乙	99号	<諸島諸間切ヘ寄留ノ者現在〔ママ〕地ノ籍ニ編入ノ件>	沖繩県令鍋島直彬代理 沖繩県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	重複：『日誌』114頁（「現籍地ノ籍」と表記）、A被30（件名を「諸島各間切ヘ数世寄留ノ者取扱ノ件」と表記）。
県庁	48	明治13/05/22	達乙	100号	<津口証雛形ノ件>	沖繩県令鍋島直彬代理 沖繩県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	別添：雛形「証」（津口証の雛形）。関連：明治13年5月22日布達甲38号船舶津口手形ヲ受クベキ件（『日誌』118頁）。
県庁	49	明治13/06/10	達乙	109号	<明治十三年乙第八拾九号達第三条中更正>	沖繩県令鍋島直彬代理 沖繩県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	注記：県庁39の一部更正。重複：『日誌』138頁。
県庁	50	明治13/05/25	達乙	102号	<各港繫留之船舶取調表改定達書中但書追加>	沖繩県令鍋島直彬代理 沖繩県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	注記：県庁44の一部改正。重複：『日誌』121頁。
県庁	51	明治13/05/26	達乙	103号	<虎列刺病予防方懇諭ノ件>	沖繩県令鍋島直彬代理 沖繩県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	関連：明治13年5月25日布達甲40号虎列刺病予防ノ件（『日誌』122頁）、明治12年8月25日太政官布告32号虎列刺病予防仮規則更正。
県庁	52	明治13/06/12	達乙	110号	<他府県ヨリ寄留ノ諸商人営業取調差出ノ件>	沖繩県令鍋島直彬代理 沖繩県少書記官原忠順	各役所蔵元番所	別添：別紙雛形。重複：『日誌』138頁（但別紙雛形は省略）。『日誌原文』では6月10日の条に記載。
県庁	53	明治13/06/23	達乙	112号	<甲第57号布達候ニ付廃官ト相心得従来ノ事務新設役所ヘ引継ノ件>	沖繩県令鍋島直彬	各番所在勤官 久米島伊平屋島ヲ除ク	関連：明治13年6月23日布達甲57号島尻中頭国頭各間切在勤官廃止並役所設置（A63）。重複：『日誌』160頁。『日誌原文』では宛所の記載なし。
県庁	54	明治13/07/01	達乙	115号	<戸籍調査書中各地寄留人等ニ付精細勘査ヲ遂ケ更ニ届出ヘキ件>	沖繩県令鍋島直彬	各役所	重複：『日誌原文』の明治13年7月1日の条に掲載。翻刻版では欠落。
県庁	55	明治13/07/01	達乙	116号	<各間切凶荒予備貯穀ノ方法見込相立申出ヘキ件>	沖繩県令鍋島直彬	各役所	重複：『日誌原文』の明治13年7月1日の条に掲載。翻刻版では欠落。
県庁	56	明治13/07/20	達乙	119号	戸籍調査手続	沖繩県令鍋島直彬	各役所	別添：戸籍調査手続（全5条）。関連：県庁47（戸籍調査手続第5条で言及）。重複：『日誌』186頁（但7月19日の条に記載）。
県庁	57	明治13/07/20	達乙	120号	<明治十三年乙第百拾七号達第二附載書中正誤>	沖繩県令鍋島直彬	各役所	関連：明治13年7月7日達乙117号（『日誌』172頁、但「乙第十七号」と表示している）。重複：『日誌』186頁。『日誌原文』では7月19日の条に記載。
県庁	58	明治13/07/24	達乙	122号	<事務輯録第二条中削除追加>	沖繩県令鍋島直彬	各役所	関連：県庁22の一部改正。重複：『日誌』189頁（但7月23日の条に記載）。
県庁	59	明治13/07/29	達乙	123号	<明治十三年一月太政官第三号布告ノ趣旨ニ付心得違ノ者無之様夫々論達致スヘキ件>	沖繩県令鍋島直彬	各役所	関連：明治13年1月29日太政官布告3号華士族当主死亡後相続人定メ期限。重複：『日誌』193頁。
県庁	60	明治13/07/29	達乙	124号	<明治十三年五月乙第九拾八号達第一条中削除但書追加>	沖繩県令鍋島直彬	各役所	注記：県庁46の一部改正。重複：『日誌』194頁。関連：明治12年11月達乙2号（改正第1条但書で言及）。
県庁	61	明治13/07/29	達乙	126号	<明治十三年五月乙第九拾八号達第四条中追加>	沖繩県令鍋島直彬	各役所	注記：県庁46の一部改正。重複：『日誌』194頁、A被4。
県庁	62	明治13/08/11	達乙	127号	<地租上納ノ儀本年乙第九拾四号ヲ以テ相達候納期ヲ不誤完納候様諭告致ヘキ件>	沖繩県令鍋島直彬	各役所	注記：県庁43の一部改正。重複：『日誌』203頁。
県庁	63	明治14/05/17	達乙	20号	<開業医師死亡又ハ廃業ノ節届出開業免許返納ノ件>	沖繩県令鍋島直彬代理 沖繩県大書記官原忠順	各役所	重複：『日誌』288頁。欄外：衛。
県庁	64	明治14/05/17	達乙	21号	<明治十四年貢麦菜種子石代金相定ノ件>	沖繩県令鍋島直彬代理 沖繩県大書記官原忠順	各役所	重複：『日誌』288頁。欄外：租。
県庁	65	明治14/05/23	達乙	22号	<洗骨ノ儀明治十三年乙第五拾三号ヲ以テ相達置候処心得違ノ者無之様厳重説諭ノ件>	沖繩県令鍋島直彬代理 沖繩県大書記官原忠順	各役所	関連：県庁20。重複：『日誌』292頁。欄外：衛。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定・発令者	令達の宛所	備考
県庁	66	明治14/09/30	達乙	46号	<明治十五年米麦大豆其他共進会ノ義ニ付審査上主要ノ件々出品者へ諭達ノ件>	沖縄県令上杉茂憲	記載なし	添付：明治14年8月17日農第1295号申達（農務局長田中芳男代理農商務権大書記官岩山敬義）。重複：『日誌』388頁（但「左ノ分条」は省略）。欄外：租。
県庁	67	明治14/10/21	達乙	49号	<明治十四年六月乙第二十三号ヲ以相達候租税納入順序中更正及追加>	沖縄県令上杉茂憲	各役所番所役場	別添：「船税之部」、「焼酎税之部」、丙号・戊号雛形。関連：明治14年6月25日達乙23号（『日誌』320頁、但雛形等は省略）。重複：『日誌』406頁（但別添雛形等は省略）。欄外：租。
県庁	68	明治15/03/08	達乙	11号	<明治十五年二月乙第九号達ヲ以テ相達候明治十四年学事年報計数取調条款中追加>	沖縄県令上杉茂憲	役所	別添：「第十款公立諸学校表」。関連：明治15年2月達乙9号明治14年学事年報計数取調条款。重複：『日誌』533頁。欄外：学。
県庁	69	明治15/03/23	達乙	12号	<官山枯損木並ニ悪木伐取方之儀ハ当分旧慣ニ拠リ処分致スヘク伐跡及荒跡へ樹苗植付方>	県令代理沖縄県少書記官池田成章	役所	重複：『日誌』543頁、A被35。欄外：農。
県庁	70	明治15/03/25	達乙	13号	<明治十五年乙第四号達船舶調査規則第五条改正>	沖縄県令上杉茂憲代理 沖縄県少書記官池田成章	役所	関連：明治15年1月12日達乙4号船舶調査規則（『日誌』479頁、但「左記」は省略）。重複：『日誌』544頁（但「左ノ一款」省略）。欄外：庶。
県庁	71	明治15/04/11	達乙	14号	<明治十五年一月乙第四号達船舶調査規則第拾六条追加>	沖縄県令上杉茂憲代理 沖縄県少書記官池田成章	役所	添付：船舶調査表雛形。重複：『日誌』559頁（但雛形は省略）。注記：『日誌』551頁の明治15年4月1日達乙14号「田畑敷地交互交換ノ義人民ヨリ願出候時ハ実地見聞ノ上其筋へ上申租額増減及フヘキ候間願書差出サセルヘキ件」とは制定日および内容が異なる。
県庁	72	明治15/04/05	正誤		<本年三月諭達番外第五号ハ番外第四号ノ誤>	庶務課		注記：県庁8の正誤。欄外：庶。
県庁	73	明治15/04/17	正誤		<本年一月甲第十四号達第五条四反帆下へ以下ノ二字ヲ脱ス>	沖縄県庶務課		関連：明治15年1月12日布達甲14号船舶規則（『日誌』479頁、但「左記」は省略）。
県庁	74	明治15/04/18	正誤		<本年四月甲第五拾四号布達文中相続シハ相続致度輩ハノ誤>	沖縄県庶務課		関連：明治15年4月13日布達甲54号従来開業医ヲ名家相続ノ者ニ限り不要試験開業免状下附致スヘキ件（『日誌』561頁）。
県庁	75	明治15/12/14	正誤		<本年九月告第三十一号告示中郵便取扱所トアルハ五等郵便局ノ誤>	沖縄県庶務課		関連：明治15年9月28日告示31号郵便局並郵便切手売下場設置ノ件（『日誌』627頁〔要旨〕）。重複：『日誌原文』の12月14日の条に掲載（要旨）。翻刻版では欠落。
県庁	76	明治15/11/04	正誤		<本年九月甲第八拾五号布達中第拾四条学科課程表中等科物理ノ下同上トアルハ物理全誌ノ誤>	沖縄県庶務課		関連：明治15年9月12日布達甲85号小学校教員免許状授与規則（『日誌』623頁〔要旨〕）。重複：『日誌』639頁（要旨）。
県庁	77	明治15/12/13	正誤		<本年甲第九拾三号布達民費規則中脱漏誤字左ニ訂正>	沖縄県庶務課		別添：「左」記の訂正部分。関連：明治15年11月30日布達甲93号民費賦課規則（『日誌』647頁〔要旨〕）。重複：『日誌』651頁（要旨、12月14日の条に記載）。
県庁	78	明治15/12/23	衛生課報告	3号	本県医院及医院分局薬価			別添：別表（薬価表）。参照：明治15年12月23日達丙94号明治14年8月丙第46号達医院薬価改定ノ義取消（『日誌』655頁〔要旨〕）。
県庁	79	明治15/11/27	衛生課報告	2号	<類似コレラ病患者発生ニツキ同病罹患注意>			
県庁	80	明治16/12/19	勸業課報告	3号	<輸入硝子器防圧ノ為食器火舎化学器類其他良工ノ製品販売ノ儀品川硝子製造所主務ヨリ照会ノ件>	沖縄県勸業課		別添：明治16年10月甲第119号品川硝子製造所主任二等属佐伯秀明の照会文および広告。重複：明治十六年本県諸達書及令達等級ノに編綴されている（令達番号は「第四号」を「第三号」に訂正）。
県庁	81	明治16/12/24	勸業課報告	4号	<大根種子発売之儀ニ付愛知県勸業課ヨリ照会ノ件>	沖縄県勸業課		別添：明治16年9月11日勸第159号愛知県勸業課照会文および広告。
県庁	82	明治17/01/21	勸業課報告	2号	<大坂府下大和国奈良大仏殿内ニ於ケル博覧会開設之趣照会ノ件>	沖縄県勸業課		別添：明治16年12月27日勸工第443号大坂府勸業課照会文、九州沖縄連合共進会規則。
県庁	83	明治17/11/21	衛生課報告	1号	<今般内務省衛生局ヨリ新鮮痘苗送附相成候ニ付種痘ヲ請ワシムヘキ件>			
県庁	84	明治17/02/22	庶務課報告	1号	<鹿児島県ニ於テ天然痘発生、種痘ヲ請ヒ防禦候様注意>			
県庁	85	明治17/04/22	庶務課報告	2号	<今般内務省衛生局ヨリ新鮮痘苗送附相成候ニ付種痘ヲ請ワシムヘキ件>			

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定・発令者	令達の宛所	備考
県庁	86	明治17/09/16	庶務課報告	5号	<明治十五年改正再版本県旧学務課編纂ノ沖縄対話下巻拾九葉目第拾行ノ地名中島ヲ三重城ト訂正>			
県庁	87	明治17/01/17	勸業課報告	1号	<京都府下ニ於テ博覧会開設之儀照会>	沖縄県勸業課		別添：明治16年12月勸第809号京都府勸業課照会文。
県庁	88	明治17/05/26	達丙	14号	【華士族分家平民籍編入ノ件取消】	沖縄県令西村捨三代理 沖縄県大書記官森長義	華士族	重複：内務大臣官房文書課編『改姓名ニ関スル例規集（附）士族称関係例規』（同課発行、1937年）中の「附」の18頁、A廃29。関連：明治12年12月20日達丙16号華士族分家平民籍編入ノ件（同書「附」17-18頁所収、A被32）。
県庁	89	明治17/11/04	達丙	33号	被監視者取扱手続	沖縄県令西村捨三	警察本署、警察署、三嶋役所	注記：当該令達全体が手書き文書。全25条。別添：第1～第4号書式。重複：A524。
県庁	90	明治18/02/18	衛生課報告	2号	<各県下ニ於テ天然痘発生流行ノ萌有之候ニ付速ニ種痘ヲ請フヘキ件>			
県庁	91	明治18/06/04	衛生課報告	10号	<県下那覇久米村ニ於テ痘瘡罹患有之目下治療中ニ就キ速ニ種痘ヲ乞フヘキ件>			
県庁	92	明治18/07/02	衛生課報告	13号	<本県監獄署ニ於テ客月三十日虎列刺病ニ罹ル未決囚有之目下治療中>			
県庁	93	明治18/07/03	衛生課報告	14号	<県下那覇西村ニ於テ客本月二日虎列刺病ニ罹ル男有之目下治療中>			
県庁	94	明治18/07/07	衛生課報告	15号	<本県監獄署ニ於テ本月六日虎列刺病ニ罹ル已決囚有之目下治療中>			
県庁	95	明治18/07/13	衛生課報告	16号	<本県監獄署ニ於テ別房留置者本月十二日虎列刺病ニ罹リ目下治療中>			
県庁	96	明治18/07/28	衛生課報告	18号	<嚮ニ虎列刺患者目下治療中ノ旨報告致シ置候処右ハ孰レモ全治>			
県庁	97	明治18/09/28	衛生課報告	19号	<県下国頭地方恩納間切ノ内山田岬及ヒ比屋根岬冷鉱泉試験報告>			別添：沖縄県国頭地方恩納間切山田岬ノ冷鉱泉試験成績書、沖縄県国頭地方恩納間切比屋根岬冷鉱泉試験成績書。
県庁	98	明治18/02/06	衛生課論告	1号	<県下那覇首里各村ニ於テ麻疹流行之萌有之候ニ付注意>			注記：冒頭に「沖縄県衛生課論告第一号」と表記し、本文の結文も「此旨論告ス」と表記している。
県庁	99	明治18/07/02	勸業課報告	6号	<第十二回農産品評会開設>			注記：但書の一部文字（4文字）判読困難。
県庁	100	明治18/08/22	勸業課報告	7号	<九州沖縄八県連合共進会会場決定>			
県庁	101	明治18/08/25	勸業課報告	8号	<東洋絵画共進会開会延期>			
県庁	102	明治18/08/03	達乙	61号	租税領収順序取扱心得書	沖縄県令西村捨三	役所役場番所蔵元	別添：別冊「租税領収順序取扱心得書」全25項、第1号～第18号雛形。関連：明治18年布達甲52号租税領収順序改定。県庁102により明治17年12月達乙88号達を廃止。欄外：収。

注1：「令達の名称または件名」欄の記載のうち、< >で囲んだ令達の名称・件名は明治39年版『令達類纂』の名称・件名を、【 】で囲んだ令達の名称・件名は同書下巻巻末の「附録」（廃止・取消令達リスト）の名称・件名を採用したものであり、< >で囲んだ令達の名称・件名は令達本文の内容に基づき筆者が付したものである。括弧のないものは令達自体に付された名称・件名による。

注2：「備考」欄の記載のうち、符号「A」と整理番号は明治39年版『令達類纂』所収の沖縄県令達に、符号「B」と整理番号は明治44年版『令達類纂』所収の沖縄県令達に、符号「D」と整理番号は国立国会図書館所蔵『沖縄県警察法規類典 全』所収の沖縄県令達に、符号「岩村」と整理番号は国立公文書館所蔵「沖縄県甲乙丙丁号達」編纂の沖縄県令達に、筆者が付したものである。また、同欄において、『全集』とは国立国会図書館所蔵『加除自在現行沖縄県令規全集』（帝國地方行政学会、昭和4年再版台本）を指し、『日誌』とは琉球政府編『沖縄県史第11巻 資料編1 上杉県令関係日誌』（琉球政府、1965年）所収の「沖縄県日誌」の翻刻を指し、『日誌原文』とは沖縄県公文書館所蔵『沖縄県日誌』原本の複製本を指す。